

## **[事案 2023-137] 入院給付金等支払請求**

・令和6年6月12日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反を理由に特約が解除されたことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年10月に入院し眼瞼下垂症の手術を受けたため、同年2月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、責任開始日前に眼瞼下垂症による手術が必要と判断されていたことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払い、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)持病や入院・手術歴があっても入れる保険に加入しようとし、持病や入院・手術歴がある場合でも支払対象となる保険に加入したはずである。
- (2)契約締結の際、持病が支払対象とならないことに関する説明を受けていない。本契約のパンフレットにも、「お支払いはします」とは書いてあるが出ないという記載はない。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社が実施した事実確認によれば、告知以前の令和3年9月時点で眼瞼下垂症に対して手術が必要な状態であったことが判明しており、本入院や手術は責任開始日以後の疾病等が原因とみなすことはできない。
- (2)本契約のパンフレットには、支払可能な場合を条件付きで明示しており、条件に合致しない場合には支払われないと解することは可能である。また、注意喚起情報にも支払いができない場合が明記されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。